

西都原ガイダンスセンターふるさと商品紹介コーナー販売規程

(目的)

第1条 この規程は、西都原ガイダンスセンター（以下「このはな館」という。）内のふるさと商品紹介コーナー（以下「ふるさとコーナー」という。）における商品の販売について必要な事項を定めることを目的とする。

(販売方法)

第2条 ふるさとコーナーにおける商品の販売方法は、生産者等を委託人とし、西都市観光協会（以下「観光協会」という。）を受託者とした委託販売を基本とする。

(販売資格)

第3条 ふるさとコーナーにおいて委託販売を行おうとする者は、観光協会の会員で次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 市内の素材を利用し、製造又は販売している者。
- (2) 市外の素材を利用し、市内で製造、販売している者。
- (3) ふるさとコーナーの機能向上のため、西都原ガイダンスセンターこのはな館運営委員会審査を経て、観光協会会长が特に認めた者。

(販売商品)

第4条 ふるさとコーナーにおいて委託販売することができる商品は、西都市の豊かな地域資源を観光客に紹介できるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 食品
 - (ア) 加工食品（冷凍食品は除く）
 - (イ) 酒類
 - (ウ) 市内産農産物
 - (エ) 弁当
- (2) 工芸品
 - (ア) 木・竹工品
 - (イ) 陶・磁器
 - (ウ) 金工品
 - (エ) その他アクセサリー等

(申込方法)

第5条 ふるさとコーナーにおいて委託販売しようとする者は、次に定める書類により観光協会へ登録申請しなければならない。

- (1) 委託販売登録申請書（別記様式第1号）
- (2) その他このはな館が必要と認める書類

2 観光協会は、前項により申請書が提出された場合は、登録審査会を開催し、その結果を委託販売登録結果通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(委託契約)

第6条 前条により委託販売の許可を受けた者（以下「委託者」という。）は、観光協会と委託販売契約を締結し、登録商品を搬入することができる。

(営業時間等)

第7条 ふるさとコーナーにおける営業日時は、原則として次のとおりとする。

- (1) 営業時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 店休日 12月29日から翌年の1月3日までの日、月曜日
ただし、月曜日が祝祭日のときは、その翌日とする。
- (3) 変更 上記の規定にかかわらず年末年始並びに花のシーズン・イベント開催時には適宜変更することができる。

(商品搬入等)

第8条 委託者の商品搬入は店休日を除き、午前7時30分から午前9時00分までとする。

ただし、商品が不足する場合はこの限りでない。

2 商品の陳列は、委託者が自ら行うものし、次の各号に留意するものとする。

- (1) 商品はこのはな館が指定した場所に陳列すること。
- (2) 他の商品の上に置いたり、他の委託者の迷惑になるような陳列はしないこと。
- (3) 商品は、法令等に従い、品名、製造年月日、賞味期限、製造者、原材料等を記入すること。
- (4) 法令等の許可を必要とする商品については、委託者がその許可を得ること。

(返品・交換)

第9条 委託者が搬入した商品で、次の各号に該当するものについては、このはな館において臨時返品または交換することができるものとする。

- (1) 粗悪品または変形したもの
- (2) 賞味期限を経過したもの
- (3) このはな館において販売見込みがないと判断したもの

(販売価格)

第10条 商品の販売価格は、委託者が決定するものとする。ただし、市場価格を十分に考慮し適正価格に努めるものとする。

(商品管理等)

第11条 このはな館は、火災・盗難の予防等商品管理について、十分注意するものとする。

ただし、万一、天災・火災・盗難等が発生した場合は、委託者の責任において処理するものとする。

(苦情処理)

第12条 商品についての苦情等については、委託者の責任において処理するものとする。

(販売代金)

第13条 販売代金は、毎月月末締めの翌月15日払いとし、次条に定める販売手数料及び口座振込手数料を差し引き、委託者の指定口座に振り込むものとする。

(販売手数料)

第14条 委託販売における手数料は、一品毎を単位とし、円未満は切り捨てるものとする。

区分		手数料	
委託者	商品		
市内	食 品	弁 当	10%
		市内農産物	15%
		その他	20%
	工芸品		23%
市外	食 品		35%
	工芸品		38%

(契約の解除)

第15条 観光協会は、委託者または商品について、次の各号に該当する場合は契約解除し、停止できるものとする。

- (1) 商品に重大な欠陥があったとき
- (2) 本規程に違反する行為があったとき
- (3) その他営業上特に必要と認めるとき

附 則

平成15年 9月22日制定
平成16年 1月 8日一部改定
平成16年 3月 4日一部改定
平成21年 5月19日一部改定
令和 4年 3月 1日一部改定

別記様式第1号（第5条第1項関係）

西都原ガイダンスセンターふるさと産品紹介コーナー委託販売登録申請書

年　月　日

一般社団法人 西都市観光協会
会長 ○○ ○○ 殿

申請者住所

事業所名

代表者名

印

(電話番号)

西都原ガイダンスセンターふるさと産品紹介コーナーの委託販売の登録を受けたいので、商品規格書を添付して申請します。

記

No.	商品名	※手数料率	備考
			別途商品規格書

※意見	
-----	--

※印は、記入しない。

別記様式第2号（第5条第2項関係）

西都原ガイダンスセンターふるさと産品紹介コーナー委託販売登録結果通知書

年　月　日

様

一般社団法人 西都市観光協会
会長 ○○ ○○

年　月　日付けで申請のありました西都原ガイダンスセンターふるさと産品紹介コーナー委託販売登録申請につきましては、下記の条件を付して承認されました（されませんでした）ので、通知申し上げます。

記

条件：

商品規格書

※印は、記入しない。

金融機関指定書

西都原ガイダンスセンターこのはな館との取引の際の金融機関の口座を指定します。

西都原ガイダンスセンターこのはな館様

年月日

住所

事業所名

代表者名

(印)

記

金融機関名	銀行・農協・金庫	
支店名	支店	
口座種類	普通	当座
口座番号	No.	
フリガナ 口座名義		